

政治資金規正法
政治資金規正法 目次

第一章 総則

第二章 政治団体の届出等

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第四章 報告書の公開

第五章 寄附等に関する制限

第六章 罰則

第七章 補則

附則 第一章 総則

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例

第二節 登録政治資金監査人

第三節 政治資金適正化委員会

第四節 例等

第五節 寄附等に関する制限

第六節 罰則

第七節 政治資金適正化委員会

第八節 補則

第九節 第一章 総則

第十節 第二章 政治団体の届出等

第十一節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十二節 第四章 報告書の公開

第十三節 第五章 寄附等に関する制限

第十四節 第六章 罰則

第十五節 第七章 補則

第十六節 第八章 第一章 総則

第十七節 第二章 政治団体の届出等

第十八節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十九節 第四章 報告書の公開

第二十節 第五章 寄附等に関する制限

第二十一節 第六章 罰則

第二十二節 第七章 補則

第二十三節 第八章 第一章 総則

第二十四節 第二章 政治団体の届出等

第二十五節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第二十六節 第四章 報告書の公開

第二十七節 第五章 寄附等に関する制限

第二十八節 第六章 罰則

第二十九節 第七章 補則

第三十節 第八章 第一章 総則

第三十一節 第二章 政治団体の届出等

第三十二節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第三十三節 第四章 報告書の公開

第三十四節 第五章 寄附等に関する制限

第三十五節 第六章 罰則

第三十六節 第七章 補則

第三十七節 第八章 第一章 総則

第三十八節 第二章 政治団体の届出等

第三十九節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第四十節 第四章 報告書の公開

第四十一節 第五章 寄附等に関する制限

第四十二節 第六章 罰則

第四十三節 第七章 補則

第二章 政治団体の届出等
第三章 国会議員関係政治団体に関する特例
第四章 報告書の公開
第五章 寄附等に関する制限
第六章 罰則
第七章 補則

第一節 第一章 総則

第二節 第二章 政治団体の届出等

第三節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第四節 第四章 報告書の公開

第五節 第五章 寄附等に関する制限

第六節 第六章 罰則

第七節 第七章 補則

第八節 第八章 第一章 総則

第九節 第二章 政治団体の届出等

第十節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十一節 第四章 報告書の公開

第十二節 第五章 寄附等に関する制限

第十三節 第六章 罰則

第十四節 第七章 補則

第十五節 第八章 第一章 総則

第十六節 第二章 政治団体の届出等

第十七節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十八節 第四章 報告書の公開

第十九節 第五章 寄附等に関する制限

第二十節 第六章 罰則

第二十一節 第七章 補則

第二十二節 第八章 第一章 総則

第二十三節 第二章 政治団体の届出等

第二十四節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第二十五節 第四章 報告書の公開

第二十六節 第五章 寄附等に関する制限

第二十七節 第六章 罰則

第二十八節 第七章 補則

第二十九節 第八章 第一章 総則

第三十節 第二章 政治団体の届出等

第三十一節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第三十二節 第四章 報告書の公開

第三十三節 第五章 寄附等に関する制限

第三十四節 第六章 罰則

第三十五節 第七章 補則

第三十六節 第八章 第一章 総則

第三十七節 第二章 政治団体の届出等

第三十八節 第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第三十九節 第四章 報告書の公開

第四十節 第五章 寄附等に関する制限

第四十一節 第六章 罰則

第四十二節 第七章 補則

第四十三節 第八章 第一章 総則

二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的

に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支

持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

二 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをい

う。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参

議院議員を五人以上有するもの

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比

例代表選出議員の選挙又は直近において行わ

れた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議

院議員の通常選挙における比

例代表選出議員の選挙若しくは当該参議

院議員の通常選挙における比例代表選出議

し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

二 この法律において「党費又は会費」とは、いかななる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

三 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

四 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその他の財産上の利益の供与又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をいう。

五 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために使用される金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

六 この法律において「政治活動に関する寄附」の規定により政党である旨の届出をしたものに限る（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨の届出をした者、又は院議員若しくは衆議院議員又は参議院議員の選挙における候補者として届出があつた者、又は院議員若しくは衆議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

七 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第八十六条の規定により候補者として届出があつた者、又は同法第八十六条の二若しくは第八十六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となるとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。）をいう。以下同じ。

八 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附をする目的を有する団体で、第六条の二第二項前段の規定による届出がされているものをいう。（以下同じ。）

九 政治団体の届出等

（政治団体の届出等）

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第

二 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。）主たる事務所の所在地の都道府県の選舉管理委員会において同一の事務所の所在地の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体の主たる事務所の所在地の都道府県の選舉管理委員会を経て総務大臣に届けなければならない。

三 政黨及び政治資金団体の主たる事務所の所在地の都道府県の選舉管理委員会を経て総務大臣に届けなければならない。

四 第一項の規定により公表された政党又は政治資金団体の名称及びこれに類似する名称以外の名称でなければならない。

五 第一項の文書の様式は、総務省令で定める。

条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項
イ 預金(普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日

ロ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日、これを譲渡したとき、又はこれの償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額並びに信託の終了年月日前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

(会計責任者に対する明細書の提出)

第十条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

2 政治団体のためには、会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年のにおける収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項を徴し難い事情があるときは、この限りでない。）を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

（報告書の提出）

3 政治団体のために政治資金バーイーの対価の支払のあつせん（特定の政治団体のために政治資金バーイーの対価として支払われる金銭等）を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。（以下同じ。）をした者は、その寄附のあつせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

イ　個人が負担する党費又は会費について
　　は、その金額及びこれを納入した者の数
ロ　同一の者からの寄附で、その金額の合計
額が年間五万円を超えるものについては、
　　その寄附をした者の氏名、住所及び職業、
当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附
をした者が第二十二条の五第一項本文に規
定する者であつて同項ただし書に規定する
ものであるときはその旨

ハ　同一の者によつて寄附のあつせんをされ
た寄附で、その金額の合計額が年間五万円
を超えるものについては、その寄附のあつ
せんをした者の氏名、住所及び職業並びに
当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、こ
れを集めた期間及びこれが当該政治団体に
提供された年月日

二　第二十二条の六第二項に規定する寄附に
ついては、同一の日に同一の場所で受けた
寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該
年月日及び場所

ホ　機関紙誌の発行その他の事業による收入
については、その事業の種類及び当該種類
ごとの金額

ヘ　機関紙誌の発行その他の事業による收入
のうち、特定パートナー（政治資金パートナ
ー）のうち、当該政治資金パートナーの対
価に係る収入の金額が千万円以上であるも
のをいう。以下この条及び第十八条の二に
おいて同じ。又は特定パートナーになる
と見込まれる政治資金パートナーの対価に
係る収入がある場合においては、これらの
パートナーごとに、その名称、開催年月
日、開催場所及び対価に係る収入の金額並
びに対価の支払をした者の数

ト　一の政治資金パートナーの対価に係る収
入（報告書に記載すべき収入があつた年の

前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金バー＝ティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金バー＝ティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者によつて対価の支払があつせんをされたもので、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払があつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんをしたるものについては、その年における対価の支払があつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんをしたものは、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

リ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

ヌ その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びリの収入以外の収入で一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が十万円以上のものに限る。)については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたりされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出的目的、金額及び年月日

三 十二月三十一日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第十七条第一項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項

イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日

ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日

ハ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の価額及び年月日

二 取得の価額が百万円を超える動産 品目
及び数量並びに取得の価額及び年月日
本預金又は貯金 預金又は貯金の残高
へ 金銭信託 信託している金銭の額及び信
託の設定年月日
ト 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二
十五号）第二条第一項及び第二項に規定す
る有価証券（金銭信託の受益証券及び受益
権を除く。）種類、銘柄及び数量並びに取
得の価額及び年月日
チ 出資による権利 出資先並びに当該出資
チ 先ごとの金額及び年月日
リ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付
金 貸付先及び貸付残高
ヌ 支払われた金額が百万円を超える敷金
支払先並びに当該支払われた敷金の金額及
び年月日
ル 取得の価額が百万円を超える施設の利用
に関する権利 種類及び対象となる施設の
名称並びに取得の価額及び年月日

ヲ 借入先ごとの残高が百万円を超える借入
金 借入先及び借入残高
政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提
出するときは、同項第二号に規定する経費の支
出について、総務省令で定めるところにより、
領収書等の写し（当該領収書等を複写機により
複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を
複写し難い事情があつたときは、その旨並びに當
該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面
(第十九条の十一第一項において「領収書等を
複写し難かつた支出の明細書」という。)又は當
該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の
写し（当該振込明細書を複写機により複写した
ものに限る。以下同じ。）併せて提出しな
ければならない。

3 政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を
補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条
の五において同じ。）は、第項第一号へから
チまでの特定バーイテイー又は政治資金バーイ
テイーの対価に係る収入のうち、同項の規定により
報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前
において收受されたものがある場合において、
当該特定バーイテイー又は政治資金バーイテイー
係る事項について同項の規定により報告書を提
出するときは、当該報告書に記載すべき収入が
あつた年の前年以前において收受されたものに
ついて同号へからチまでに掲げる事項を併せて
記載しなければならない。

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務
省令で定める。
第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者
は、第十二条第一項の規定による報告書を提出
するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資
金団体の党則、規約その他これらに相当するも
のに基づいて設けられた会計監査を行ふべき者
に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書
(第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。)
及び領収書等についての監査意見を求め、当該
監査意見を記載した書面を当該報告書に添付す
るものとする。

2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。
(会計責任者の事務の引継ぎ)

第十五条 政治団体の会計責任者の更迭があつた
場合においては、前任者は、退職の日から十五
日以内に、その担任する事務を後任者に引き継
がなければならぬ。
2 前項の場合において、前任者が引継ぎをし、
又は後任者が引継ぎを受けることができないと
きは、会計責任者の職務を行う者において引継
ぎをし、又は引継ぎを受けなければならない。
会計責任者の職務を行う者が事務の引継ぎを受
けた後任者に引継ぎをすることができるようにな
ったときは、直ちにこれに引継ぎをしなけ
ればならない。

3 政治団体の会計責任者の職務を行う者において引継
ぎを作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、
引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者において
ともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類
とともに引継ぎをしなければならない。
(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次
条第一項の規定に該当する場合にあつては、當
該政治団体の会計責任者であつた者。次項にお
いて同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等
及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によ
りこれらに係る報告書の要旨が公表された日か
ら三年を経過する日まで保存しなければなら
ない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第
二項の規定による通知を受けたときは、当該通
知に係る文書を、第二十条第一項の規定により
当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が
公表された日から三年を経過する日まで保存し
なければならない。

3 第二項の規定による届出をする場合は、總務
省令で定める。

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更そ
の他により政治団体でなくなつたときは、その
代表者及び会計責任者であつた者は、その日か
ら三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条
第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道
府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届
け出るとともに、第十二条第一項の規定の例に
より、その日現在で、収入及び支出並びに資産
等に関する事項を記載した報告書を提出しなけ
ればならない。

4 政治団体が第十二条第一項の規定による報告
書をその提出期限までに提出しない場合におい
て、当該政治団体が当該提出期限までに当該提
出期限の属する年の前年において同項の規定に
より提出すべき報告書をも提出していないもの
であるときは、第八条の規定の適用について
は、当該政治団体は、当該提出期限を経過した
日以後は、第六条第一項の規定による届出をし
ていなるものとみなす。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十
九条の七第二項に規定する政黨の支部であると
きは、当該政治団体の支部は、第六条及び第六
条の三から第七条の二までの規定の適用につい
ては、それぞれの第十九条の七第一項第一号
に係る国会議員関係政治団体とみなす。

3 第一項の場合において、政治団体の会計責任
者は、第九条第一項の規定による会計帳簿の記
載をするときは、当該政治団体の本部又は支部
から供与された交付金に係る収入について、そ
の本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在
地並びに当該交付金の金額及び年月日を併せて
記載しなければならない。

4 第一項の場合において、政治団体の会計責任
者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定に
よる報告書の記載をするときは、当該政治団体
の本部若しくは支部から供与された交付金に係
る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に
対して供与した交付金に係る支出について、そ
の総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなけ
ればならない。

5 第一項の場合は、当該政治団体の本部又は支部から供与され
た交付金に係る収入については、その本部又
は支部の名称及び主たる事務所の所在地並び
に当該交付金の金額及び年月日

に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(資金管理団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附(資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。(以下同じ。))について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。)の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項及び第十七条第二項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

第十九条の六 第十九条第一項に規定する政治団体及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、この章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用

2 は、政令で定める。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一节 国会議員関係政治団体に関する特例

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)をいう。
一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体
二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

三 第十五条第一項第一号に掲げる団体

この節の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、政党的支部で、公職選挙法第十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等(「難かつた支出の明細書等」という。)を作成しなければならない。

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

3 前項の文書の様式は、総務省令で定める。

第十九条の十 国会議員関係政治団体(第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書等を保存していること。

2 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年のにおける支出の状況が記載されおり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3 第十二条第一項又は第七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

4 領収書等を徵し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

5 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十二条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用

当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

第三項の政治資金監査報告書を作成した登録計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

（政治資金監査報告書の提出）

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出）

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を使用する方法により行うよう努めるものとする。）

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

前項の規定による開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写し、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総

務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

二 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名稱並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

三 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名稱並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

四 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名稱並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

五 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

二 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

三 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

四 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

五 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

六 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

七 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

八 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅延後後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした者（以下この条において「開示請求者」という。）に対し、相当地期間を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しに提出があつた日（第

五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しに提出があつた日（第

五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しに提出があつた日（第

五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

（開示請求の補正）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対する当該開示請求に係る少額領収書等の写しに提出を命じなければならぬ。ただし、前項の規定により補正を求める場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

八 開示請求に係る少額領収書等の写しを既に提出していると同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に對し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

九 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。

この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

一〇 第十一項の規定に係る少額領収書等の写しが著しく量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内に

そのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの部分に

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

一一 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。

この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした日から二十日以内に、総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

（開示請求の拒否）

二 第十一条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第十二条の規定に違反して領収書等を微せばず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

六 第十五条の規定による引継ぎをしない者

七 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

八 第十二条又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

一の二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

四 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附を受ける者又は第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者は

二 第二十二条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの一の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けていた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求める、若しくは受け取る寄附に関与し、又は政治活動に関する寄附を支払つて参加することを求める、若しくは自己以外の者がするこれららの行為に関与した者

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同一条第一項各号に掲げる団体若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第五条の五 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して対価を集めた者

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価をして支払われる金銭等を集めた者

第六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第五十二条第六項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

重大な過失により、第二十四条及び第五十二条第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第二十九条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対する同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときにについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一〇日法律第一号)

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律による改正後の政治資金規正法の規定は、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。ただし、参議院議員の選挙に関するこの法律による改正前の公職選挙法第十六章(これを準用する場合を含む)及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第三条 この法律の適用前にした行為及び前条の規定により従前の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為については、なお、この法律による改正前の公職選挙法第十六章(これを準用する場合を含む)及び政治資金規正法第六章の規定の例による。

附 則 (昭和五〇年七月一五日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

(政治団体の届出に関する経過措置)

第二条 改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という)第六条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む)の規定による届出をした政党、協会その他の団体で改正後の政治資金規正法(以下「新法」という)第三条第一項の規定によりその提出に当該政治団体とみなされる団体を含む。次項において同じ。に該当するものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から二月以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

この法律の施行の際に存する団体で前項の団体以外のもののうち新法第三条第一項の政団体に該当するものは、施行日から七日以内に、新法第六条の規定による届出をしなければならない。

(報告書の提出等に関する経過措置)

第三条 次に掲げる報告書の提出については、な

一 施行日前の期間に係る旧法第十二条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む)の規定による報告書

二 施行日前に行われた選挙に関する経過措置

附 及びその他の収入並びに支出に関する旧法第十三条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む)の規定による報告書並びに当該支出に関する旧法第十九条の規定による報告書

三 施行日前に旧法第十七条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む)に規定する事由が生じた場合における同項の規定による報告書

2 施行日前に提出された旧法第二十条第一項に規定する報告書又は前項の規定によりその提出につき従前の例によることとされる報告書の要旨の公表については、同条の規定の例による。

(会計帳簿等の保存及び報告書の閲覧に関する経過措置)

第四条 旧法第十六条(旧法第十八条において準用する場合を含む)に規定する会計帳簿、明細書及び支出を証すべき書面(前条第一項の規定によりその提出につき従前の例によることとされる同項第一号及び第二号に掲げる報告書(旧法第十九条の規定によるものを除く)に係るものを含む)の保存については、なお従前の例による。

2 前条第二項に規定する報告書の保存及び閲覧については、旧法第二十一条の規定の例によることとされる。

(寄附の質的制限に関する経過措置)

第五条 新法第二十二条の三の規定は、施行日前に行われた同条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)に規定する給付金の交付の決定に際しては、適用しない。

(政令への委任)

第六条 附則第二十二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第一 条 この法律は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第七条から第十二条までの規定は、同年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六条までにおいて「新法」といいう)第四条第一項の規定は、第一条の規定による改正の施行の日(以下附則第六条までにおいて「施行日」という)以後に收受される金銭、物品その他の財産上の利益で施行日以後に運用に供される金銭等に相当する金銭等の当該運用に係る收受について適用し、施行日以後に收受される金銭、物品その他の財産上の利益で施行日前に運用に供された金銭等に相当する金銭等の当該運用に係る收受については、なお従前の例による。

第三条 新法第八条の二の規定は、施行日以後に新たに運用に供される政団体の有する金銭等

[昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において]とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 及びその他の収入並びに支出に関する旧法第十三条第一項(旧法第十八条において準用する場合を含む)の規定による報告書並びに当該支出に関する旧法第十九条の規定による報告書

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第六条 附則第一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされるこの法律による改正の公職選挙法第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者(当該候補者となる者とする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む)は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項の公職の候補者に含まれるものとする。

第一 条 この法律は、平成五年一月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六条までにおいて「新法」といいう)第四条第一項の規定は、第一条の規定による改正の施行の日(以下附則第六条までにおいて「施行日」という)以後に收受される金銭、物品その他の財産上の利益で施行日以後に運用に供される金銭等に相当する金銭等の当該運用に係る收受について適用し、施行日以後に收受される金銭、物品その他の財産上の利益で施行日前に運用に供された金銭等に相当する金銭等の当該運用に係る收受については、なお従前の例による。

の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（新法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載（旧法第十九条の五の規定による記載を含む。）及び提出については、なお従前の例による。

新法第十二条第一項第一号ロ及びハの規定は、寄附のうち寄附のあっせんに係るもので、施行日以後に集められる対価の支払について適用し、政治資金パートナーの対価の支払のうち対価の支払のあっせんに係るもので、施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。

（特定寄附に関する経過措置）

新法第十九条第二項の規定による届出をした公職の候補者が旧法第十九条の六第一項の保有金により当該届出に係る資金管理団体に対してする寄附で施行日から一年を経過する日までの間にされたものは、新法第十九条の四に規定する特定寄附とみなす。

（特定公職の候補者に係る報告書の提出に関する経過措置）

施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九条の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 削除
(見直し)
第十条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対する寄附の方針について見直しを行うものとする。

附 則 (平成六年三月一一日法律第一二号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八一
号) 抄
この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二十五日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四三
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第四七
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八
七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条(ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定) 公布の日

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当の機関に規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告・届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになると、(検討)

とともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月一〇日法律第一五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附 則 (平成一三年六月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし

一 附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

3

において「寄附金控除の特例等」という。)の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

公職の候補者が選挙区の区域(選挙の行われる区域を含む。)を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対する政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。